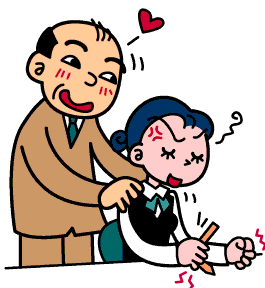


男女共同参画 VOL.5

■悩んでいませんか？職場でのハラスメント

ハラスメントとは嫌がらせや迷惑行為を意味し、大きな社会問題となっています。現在ではその種類や中身も様々なものがあります。

セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせのこと。対価型セクハラ（立場や地位を利用して強要する）と環境型セクハラ（性的言動を繰り返すことで職場環境を悪化させる）がある。
セカンドハラスメント	セクハラを受けた被害者がその事実を訴えることで、逆に圧力を受けるなどの二次的被害を受けること。
ジェンダーハラスメント	「男性は重い物を持つ」「女性がお茶を出す」など、性別による役割を強要すること。
マリッジハラスメント	未婚者に対して、結婚に関する圧力をかけたり、嫌がらせをすること。
マタニティハラスメント	妊娠をしているまたは出産をした女性に対して行われるハラスメント。



こんな言葉もハラスメントかも??

- ・今日は可愛い服を着ているね(セクハラ)
- ・2人きりになったあなたも悪いよ(セカハラ)
- ・女性だから機械は苦手か(ジェンハラ)
- ・今の彼氏とは結婚しないの(マリハラ)
- ・あなたの休業中、皆で協力していくよ(マタハラ)

■ハラスメントの被害にあったら？

はっきりと拒絶しましょう

不快と感じる嫌がらせを受けたときは、はっきりと拒絶し、その行為がハラスメントだということを相手に伝えましょう。我慢したり、無視したりすると、かえって事態を悪化させてしまうこともあります。

まずは会社の窓口に相談をしてみましょう

自分で解決しようとしなくて、早めに会社の相談窓口に相談し、会社としての対応を求めようにしましょう。労働組合がある場合は、そこに相談する方法もあります。

社内で相談しづらい場合は都道府県の雇用均等室で相談しましょう

愛知労働局雇用均等室

電話052-219-5509

8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）